

平成 27 年度 第 2 回鹿児島地方最低賃金審議会

- 1 日時 平成 27 年 8 月 4 日 (火)  
午前 9 時 55 分～午前 11 時 00 分
- 2 場所 鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5 名  
労働者代表委員 4 名  
使用者代表委員 5 名
- 4 議題 (1) 平成 27 年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について  
(2) 平成 27 年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について  
(3) 平成 27 年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について  
(4) 平成 27 年度産業別最低賃金改正の必要性に関する審議を行う運営小委員会に参加する関係労使について  
(5) 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて
- 5 議事要旨 (1) 平成 27 年度中央最低賃金審議会における目安答申を事務局から当審議会に伝達された。  
(「平成 27 年度地域別最低賃金額改定の目安について」参照)  
また、生活保護費と最低賃金の比較について、鹿児島県の最低賃金の方が生活保護費より高いということが事務局から説明された。  
(2) 平成 27 年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「百貨店、総合スーパー」、「自動車(新車)小売業」の労働団体から申し出があったことが事務局から説明が行われた。  
(3) 鹿児島労働局長から鹿児島地方最低賃金審議会に対して、産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問された。  
(4) 平成 27 年度産業別最低賃金改正の必要性を審議する運営小委員会について、参加する関係労使は、労使各 1 名とし、推薦期限を 8 月 14 日までとすることで了承された。  
(5) 最低賃金法第 25 条の公示に基づく意見書の提出があり、その中で、専門部会の公開と意見陳述の希望の意見があったことが事務局から説明された。これに対して、当審議会では協議した結果、専門部会の公開、意見陳述については 8 月 5 日の第 2 回専門部会で取扱いを決めることを決定した。